

# 【学部・センターからの注意事項】

※各自確認しておいてください!!

## 文学部 英語英米文学科

### 必修科目の取り扱いについて

以下に、英語圏へ留学した場合の必修科目の取り扱いについての基本方針を挙げる。詳細や細則については指導主任または学科主任に問い合わせること。また英語圏以外の留学の場合も基本的に以下に準ずるが詳細は指導主任または学科主任に問い合わせること。

#### I. 帰国後の履修登録について

「留学ガイドブック」記載の通り、前期科目については4月30日まで、通年科目および集中科目は6月15日まで履修登録が可能である。必修科目の履修登録がこれら期日に間に合う場合はそうすることが推奨される。期日に間に合わない場合、単位換算または並行履修によって対応が可能である。集中科目である「コンプリヘンシブ・テスト」「卒業研究」については、単位換算・並行履修が認められないので、帰国が登録期日に間に合わない場合は、留学前に指導主任または学科主任に相談すること。

#### II. 基礎演習 IIa, IIb

留学先で取得した語学科目を基礎演習の単位に換算することが可能である。詳細は「単位換算覚え書き」を参照のこと。

#### III. セミナー Ia, Ib, IIa, IIb

留学先で語学科目以外の専門科目の単位を取得し、当該科目がセミナーの内容と合っていると判断された場合、単位換算が認められる。詳細は「単位換算覚え書き」を参照のこと。

換算できる科目がない場合は、帰国後のセミナーの並行履修(一学期に2つのセミナーを同時に履修すること)が例外的に認められる。並行履修は原則として同一分野のセミナーに限られる。並行履修を希望する場合は帰国後速やかに指導主任に並行履修したい旨と、並行履修を希望するセミナーを、メールでも構わないので伝えること。学科会議での審議の後、並行履修の可否が決定され、学部事務を通して教務部による履修登録が成される。学生が自ら登録することはできないので注意。並行履修が認められたにも関わらず履修登録がなされていない場合は指導主任に問い合わせること。

#### IV. コンプリヘンシブ・テストおよび卒業研究

コンプリヘンシブ・テスト、コンプリヘンシブ・テスト I, II および卒業研究は自動登録される集中科目であるので、学生自ら履修登録をする必要はない。2011年度以降の入学者で3年次の12月までに帰国しない場合は、4年次に「コンプリヘンシブ・テスト I」と「コンプリヘンシブ・テスト II」の両方を同時に履修することになる。

## 文学部 人間科学科

・所属ゼミを選ぶ時期(2年次12月)が留学期間に重なる人は、12月上旬～中旬に留学先から文学部事務室へ手続きを問い合わせ、他の学生と同時にゼミ希望・登録を済ませてください。

・3年次以降に留学して4年間で必要単位を揃えようとする場合には、所属ゼミを選ぶ面接期間中(2年次12月)に、希望するゼミの担当教員に留学予定について報告したうえで、単位履修の方法について合意を得ておいてください。具体的には、どのような時期にどのプログラムで留学するのかをゼミ面接で教員に伝え、たとえば3年次に「演習 I」を履修しながら留学できるのか、あるいは帰国後に4年次で「演習 I」と「演習 II」を別々のゼミで平行履修すべきかなど相談してください。ゼミの変則的な履修には特別な許可が必要です。なお、3年次に「演習 I」と「演習 II」を平行履修した後で留学するという計画を立てることはできません。

・留学を希望する人で博物館学芸員資格の取得を目指す人は、留学の計画を立てる際にあらかじめ担当教員に相談し了解を得ておいてください。

## 教職教育センター

英語の教員免許取得を希望する学生が、その運用能力を高めることを目的に英語圏にある甲南大学協定校へ長期留学する場合の特別措置について下記のことを定める。(この申合せに関わる長期留学は、6ヶ月以上のものを指す)

- 1 特別措置とは、4年間で卒業と同時に免許取得を可能にするために、教育実習履修の前提条件科目である次の3年次配当科目を2年次で履修することを認めるものである。
  - ・「英語科教育法 I」
  - ・「英語科教育法 II」
  - ・「教育の方法・技術」
- 2 特別措置を希望する者は、1年次末の「教職課程履修者登録」時に教職教育センターに願い出るものとする。
- 3 特別措置を受けることができるのは、1年次末のGPAが2.8以上あり、面接で許可された者とする。
- 4 特別措置を認められた者の留学には、3年次の1年間を充てることとする。
- 5 特別措置を認められた者は、2年次末に「教育実習予備登録」をしたうえで、留学前または留学中に教育実習にかかる手続きを行わなければならない。
- 6 特別措置を認められた者が留学を終えたとき、帰国したことを教職教育センターに報告し、「教育実習本登録」をしなければならない。なお、留学中に進路変更した場合は、直ちにそのことを申し出なければならない。